

世田谷区行政財産使用料条例の一部改正外について

(付議の要旨)

行政財産の一部を使用させる場合の使用料並びに行政財産又は普通財産を貸し付ける場合の貸付料の減額、免除又は無償にかかる規定を改定するため、「世田谷区行政財産使用料条例」及び「世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の一部を改正する。

1 主旨

行政財産の一部を使用させる場合の使用料並びに行政財産又は普通財産を貸し付ける場合の貸付料の減額、免除又は無償にかかる規定を改定するため、平成 26 年第 1 回区議会定例会に「世田谷区行政財産使用料条例(昭和 39 年 3 月世田谷区条例第 11 号)」及び「世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和 39 年 3 月世田谷区条例第 10 号)」の一部を改正する条例を提案する。

2 改正理由

行政財産の一部を使用させる場合の使用料並びに行政財産又は普通財産を貸し付ける場合の貸付料の減額、免除又は無償にかかる事務処理の更なる適正化を図るため、「世田谷区行政財産使用料条例」及び「世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の条項を整理する。条例において減額、免除又は無償化の対象を明確に規定して透明化を図るとともに、地域の課題解決に取り組む区民や団体に、地域活動や区政への積極的な参加を支援する立場から、区の資産である公有財産(土地・建物)を、より広く有効に活用してもらうことを目指す。

[留意点]

- (1) 現在、既に行っている減額、免除又は無償化の実態に合わせる。
- (2) これまで「その他区長等が特に必要があると認めるとき」により減額、免除又は無償としていたものを細分化し、条例において各個別事例に合わせた条項に整理する。
- (3) 区民や事業者が公共的又は公益的活動や事業を行う場合、減額、免除又は無償化の対象とし、その活動等を支援するという協働の観点から条項を整理する。
- (4) これまで、事業を行う団体の性質を基準に減額、免除又は無償化の判断をしてきたが、これに加え、団体の行う事業の公益性を基準に判断できることとする。
概要については、別添「条例の一部改正及び施行規則制定の概要」【別紙 1】を参照。

3 改正内容

- (1) 世田谷区行政財産使用料条例第 2 条及び第 5 条第 1 項を改正する。
- (2) 世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条及び第 5 条を改正する。

4 今後のスケジュール

平成 26 年 1 月 17 日 政策会議
平成 26 年 2 月 4 日 常任委員会(条例改正案)
平成 26 年 2 月 24 日 第 1 回区議会定例会(条例改正案提案)
平成 26 年 3 月 5 日 条例改正案可決(中間議決)
平成 26 年 4 月 1 日 施行(予定)

5 その他

本条例の一部改正にあわせ、使用料及び貸付料の算出並びに減額、免除又は無償化の取り扱い基準を定めた「世田谷区行政財産使用料条例施行規則」及び「世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例施行規則」を制定するとともに、「行政財産使用料の減額・免除事務処理方針（平成7年4月1日世経理発第222号）」及び「世田谷区公有財産（普通財産・行政財産）貸付料減額・免除基準（平成23年4月28日23世経理第22号）」は廃止する。